

# 鳥取縣公報

## 條例

◇鳥取縣條例第三十五号

鳥取縣家畜商登録條例を次のように定める。

昭和二十四年六月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

### 鳥取縣家畜商登録條例

第一條 この條例は、家畜取引の公正を期し、農民の利益を擁護し、以て畜産の健全な発達を図ることを目的とする。

第二條 この條例で家畜とは牛、馬、豚、綿羊及び山羊をいい、家畜商とは家畜の売買若しくは交換又はその周旋（以下取引という）を業するものをいう。

第三條 家畜商になろうとする者（法人にあつてはその代表者）は次の書類を添えて別記様式第一号の申請書

昭和二十四年六月三日  
第二千十六号 金曜日

本書ノ大キヤハ指定規格A5ヲ

を知事に提出し、家畜商登録証明書（以下登録証という）の交付を受けなければならない。

- 一、履歴書
- 二、寫眞（名刺型二葉）
- 三、戸籍抄本

四、法人では定款、役員名簿、業務規程及び一箇年の

取引見込頭数を記載した書類

第四條 知事は前條の申請があつたときは、一箇月以内に別記様式第二号の登録証を交付する。但し第五條により登録証を交付する場合の期間については此の限りでない。

第五條 知事は登録証の交付について特に必要と認めるときは別に定める諮問委員会（以下委員会という）の意見を徴し決定することができる。

第六條 次の各号の一に該当する者に対しては、知事は

登録証を交付することができない。

一、未成年者

二、禁治産者又は準禁治産者

三、懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終り又はその執行を受けることがなくなるまでの者

四、畜産に関する法令又は縣條例等の規定に違反し懲役若しくは禁錮の刑に処せられ又は罰金を科せられて二箇年を経過しないもの

五、法人はその代表者が第一号乃至第四号に該当する場合

六、委員会において畜産振興上支障ありと認められたもの

第七條 登録証の記載事項に異動を生じ、又は登録証を

き損亡失したときは、家畜商はその理由を具し別記様式第三号によりその書換又は再交付を知事に願ひ、これを受けなければならない。

前項の登録証には、その表面右肩に「再」の字を朱書する。

第八條 家畜商が取引を、ときは登録証を携帯しな

ればならない。

第九條 家畜商は家畜傳染病予防法第一條第一項に規定された傳染病にかゝり又はかかつた疑のある家畜、若しくは腺疫にかかり又はかかつた疑のある馬の取引をしてはならない。但し知事の許可を受けた場合はこの限りでない。

第十條 家畜商が次の各号の一に該当するときは登録証はその効力を失う。

一、懲役又は禁錮の刑に処せられたとき

二、畜産に関する法令又は縣條例等の規定に違反し罰金を科せられたとき

三、禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき

第十一條 家畜商が次の各号の一に該当するときは知事はその営業を停止し、又は登録を取り消すことがある。

一、第九條の規定に違反したとき

二、登録証を他人に貸付又は譲渡し若しくは自己の名称で他人に営業を行わせたとき

三、前号の外家畜の取引上不正の行があつたとき

第十二條 知事は第三條の規定により登録証を交付した

とき又は第十條の規定により登録証の効力を失つたとき若しくは第十一條の規定により登録を取り消したときは、一箇月以内に、登録番号、住所、氏名、年令及び主な取扱家畜を告示しなければならない。

第十三條 家畜商は次の各号の一に該当するときは一箇月以内に登録証を知事に返納しなければならない。

一、第十條並びに第十一條に該当するもの

二、第七條の規定により登録証の再交付を受けた後元の登録証を発見したとき

三、磨滅したとき

家畜商が死亡し或は失そのの宣告を受け又は法人が解散したときは、同人若しくは精算人は遅滞なく前項の手続きをしなければならない。

第十四條 登録証の交付、書換及び再交付については次の手数料を徴収する。

一、登録証交付手数料 一件につき 五〇〇円

二、書換及び再交付手数料 同 一〇〇円

前項の規定による手数料は申請のとき納入しなければならない。既に納入した手数料はこれを還付しない。

第十五條 次の各号の一に該当するものは一年以下の懲役又は禁錮に処し若しくは十万円以下の罰金を科する。

一、第三條の規定による登録を受けないで家畜の取引をしたもの

二、第九條及び第十三條の規定に違反したものの

三、詐欺の行爲により登録を受けたもの

第十六條 法人の代表者、又は使用人その他の就業者が前條の違反行爲をしたときは、当事者を罰するとともにその法人に対してもこの罰則を適用する。

第十七條 他の都道府縣の者が縣内において鳥取縣家畜市場條例の規定による家畜市場以外の場所で家畜の取引をしようとするときは、この條例の定めるところによらなければならない。

附則

この條例は公布の日からこれを施行する。

様式第一号  
家畜商登録証明書交付申請書

- 一、本籍地
- 二、現住所

氏 名  
生 年 月 日 名

三、主な取扱家畜の種類

鳥取縣家畜商登録條例により家畜商登録証明書を交付願いたく関係書類を添え申請します

年 月 日

知 事 宛 右 氏 名 ㊦

様式第二号

第 号

住 所

氏 名

生 年 月 日

家畜商登録証明書

鳥取縣家畜商登録條例第四條の規  
定により登録したことを証明する。  
年 月 日 鳥取縣 ㊦

裏

寫 眞 ㊦ (印)

様式第三号

家畜商登録証明書再交付(書換)申請書

- 一、現住所

氏 名  
生 年 月 日

二、登録番号

三、登録証明書交付年月日

右何年何月何日何々により登録証明書を亡失(又は何々)したから登録証明書再交付(書換)を申請します。

年 月 日

知 事 宛 右 氏 名 ㊦

規 則

◇鳥取縣規則第四十三号

昭和二十三年九月鳥取縣規則第五十八号鳥取縣漁業取締規則の一部を次のように改める。

昭和二十四年六月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十七條第一項第三号の次に左の一号を加える。

- 四、食用蛙体重五十匁以下のもの並びに卵及び「おたまじやくし」

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

訓 令

◇鳥取縣訓令甲第九号

保 健 所 長  
市 町 村 長

傳染病予防法施行手続の二部を次のように改め昭和二十四年四月一日から適用する。

昭和二十四年六月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

第十二條第二項中予防委員手当一日「十円」を一日「五十円」に、雇医給一日「三十円」を一日「三百円以内」に、保健婦及看護婦雇給については「知事の認可したる額」を、保健婦及看護婦雇給については一日「二百五十円以内」に、其他の諸雇人夫給については「一日二十五円」を「大工一日三百円以内、左官一日三百五十円以内、雑役一日百五十円以内」に又予防救治に従事したる市町村吏員接觸手当「月額三分の一以内」を「コレラ、ペスト(ペスト菌保有のねずみを含む)痘瘡、流行性腦背髄膜炎、発疹チフス及日本腦炎の防疫作業に従事したるときは一日四十円以内、腸チフス、パラチフス、赤痢(疫痢を含む)の防疫作業に従事したときは一日三十円以内、猩紅熱、チフテリアの防疫作業に従事したときは一日二十円以内」に改める。

告 示

00510

◇鳥取縣告示第二百七十一号

鳥取縣家畜商登録諮問委員会規程を次のように定める。

昭和二十四年六月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣家畜商登録諮問委員会規程

第一條 家畜商登録の公正な運営を図るため、鳥取縣家畜商登録諮問委員会を置く。

第二條 この委員会の事務所は鳥取縣農林部畜産課に置く。

第三條 この委員会は家畜商登録條例第五條に基き知事の諮問に應ずる。

第四條 この委員会は委員長及び委員をもつてこれを組織する。

委員長は農林部長をもつてこれに充て、委員は次のものの中から知事がこれを任命又は委嘱する。

縣關係課長及び副長  
地方事務所長  
關係縣會議員

畜産關係団体の代表者

日本農民組合鳥取縣聯合会の代表者

その他知事の必要と認めたるもの

第五條 委員長は会務を総理する。委員長に事故を生じたときは、畜産課長である委員がこれを代理する。

第六條 この委員会に次の職員を置き委員長がこれを任命する。

幹事 若干名  
書記 若干名

幹事は委員長の命を受けて庶務會計を掌理する。書記は委員長及び幹事の指示を受けて庶務會計に従事する。

第七條 この委員会運営上必要な事項については委員長がそのつ度別にこれを定める。

附則  
この規程は鳥取縣家畜商登録條例公布の日からこれを適用する。

00511

◇鳥取縣告示第二百七十二号

市街地建築物法第七條但書の規定により次のように建築線を指定した。

昭和二十四年六月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、申請人の住所氏名 鳥取市吉方七〇七番地 佐竹芳治

一、指定の場所 鳥取市吉方四〇七番地より四〇八番地に至る間

一、建築線の延長 三三、一米

一、建築線間の距離 四、〇米

一、図面 省 署

◇鳥取縣告示第二百七十三号

市街地建築物法施行細前第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年六月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、建築主の住所氏名 鳥取市岩倉四六四

岩本儀一

一、建築物の位置 鳥取市岩倉四六四番地

一、同 用途 住宅兼蚕室及作業場

一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一、同 規模 建築面積 七〇、九九平方米 突出する部分 一八、三一平方米

一、建築主の住所氏名 米子市明治町三五

竹下 榮

一、建築物の位置 米子市角盤町三丁目七九

一、同 用途 店舗併用住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、同 規模 建築面積 五七、六二平方米 突出する部分 五七、六二平方米

一、建築主の住所氏名 米子市富士見町二丁目五一

亀本秀太郎 亀本清治

一、建築物の位置 米子市富士見町二丁目五三

一、同 用途 住宅

一、同 構造 木造 瓦葺 平家建 一棟

一、同	規模	建築面積	五〇、九二平方米
	突出する部分		五〇、九二平方米
一、建築主の住所氏名		米子市東町八九	
		日の丸自動車株式会社	
		米子支社長 壇原茂雄	
一、建築物の位置		米子市皆生一七五〇番地	
一、同	用途	自動車庫	
一、同	構造	木造 瓦葺 平家建 一棟	
一、同	規模	建築面積	六四、八平方米
	突出する部分		三一、五平方米
一、建築主の住所氏名		東伯郡上北條村大字下古川	
		三八ノ一	
		牧田実夫	
一、建築物の位置		東伯郡倉吉町大字明治町	
		一〇二八ノ一	
一、同	用途	店舗併用住宅	
一、同	構造	木造 瓦葺 二階建 一棟	
一、同	規模	建築面積	四四、三四平方米
	突出する部分		三四、八〇平方米

一、建築主の住所氏名		東伯郡倉吉町大字新町二丁目	
		小野重春	
一、建築物の位置		東伯郡倉吉町大字河原町	
		一七七〇ノ三一	
一、同	用途	事務所及宿直室	
一、同	構造	木造 杉葺 二階建 一棟	
一、同	規模	建築面積	二九、〇七平方米
	突出する部分		一九、六八平方米
一、建築主の住所氏名		鳥取市吉方町二二三	
		福場長藏	
一、建築物の位置		鳥取市吉方町二二三及二二三番地	
一、同	用途	金光教々舎附属住宅	
一、同	構造	木造 杉葺 平家建 一棟	
一、同	規模	建築面積	二五、五七平方米
	突出する部分		一四、〇五平方米
一、建築主の住所氏名		米子市角盤町三丁目一〇五	
		坂本健三	
一、建築物の位置		米子市上後藤八五ノ二	
一、同	用途	住宅	

一、同	構造	木造 瓦葺 平家建 一棟	
一、同	規模	建築面積	二六、八九平方米
	突出する部分		二六、八九平方米
一、建築主の住所氏名		米子市中町	
		米子市長 野坂寛治	
一、建築物の位置		米子市東山町東山運動場	
一、同	用途	公設便所	
一、同	構造	木造 瓦葺 平家建 二棟	
一、同	規模	建築面積	二四、〇平方米
	突出する部分		二四、〇平方米
一、許可条件			
		一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。	
		一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。	
		一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。	
		一、知事が必要と認めるときは、この許可条件の條項	

を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事業を守る義務を負うこと。

◇鳥取縣告示第二百七十四号

昭和二十四年三月三十一日定例縣議会の議決を経た昭和二十四年度(四、五、六月)鳥取縣歳入歳出暫定予算(同日づけ追加予算も含む)並びに昭和二十四年度(四、五、六月)特別會計縣立中央病院事業費歳入歳出暫定予算昭和二十四年度(四、五、六月)特別會計自作農創設維持奨励資金歳入歳出暫定予算、昭和二十四年度(四、五、六月)特別會計無畜農家解消事業費歳入歳出暫定予算、昭和二十四年度(四、五、六月)特別會計畜牛増殖奨励事業費歳入歳出暫定予算、昭和二十四年度(四、五、六月)特別會計災害救助基金歳入歳出暫定予算、昭和二十四年度(四、五、六月)特別會計印刷事業費歳入歳出暫定予算、昭和二十四年度(四、五、六月)特別會計男女青少年團体事業費奨励資金歳入歳出暫定予算、昭和二





00516

3	小學校費	67,944.801	21	体育施設費	11,500
4	中學校費	39,334.246	22	學校衛生費	110,400
5	高等學校費	17,188.742	23	學校給食費	28,000
6	夜間高等學校費	638.176	24	教育施設費	2,877.780
7	定時制高等學校費	4,732.586	25	教育施設費	2,636.800
8	特殊學校費	1,163.076	26	恩給費	6,256.282
9	通信教育費	122.560	6	社会及労働施設費	26,179.216
10	図書館費	245.560	1	生活保護費	4,864.600
11	図書館分館費	105.110	2	社会福祉費	5,406.496
12	科学研究館費	110.825	3	災害救助費	24,000
13	社会教育費	95.600	4	児童福祉費	2,856.560
14	婦人及青少年教育費	40.100	5	国民健康保險費	50,300
15	視覚教育費	164.600	6	世話費	633.840
16	文化施設費	5,000	7	勞政費	921.940
17	教育研究指導費	187.500	8	職業安定費	3,183.280
18	教育調査費	81,000	9	住宅費	7,238.200
19	學校体育費	42,000	7	保健衛生費	5,947.238
20	社会体育費	38,000	1	保健所費	1,426.163

00517

2	健民費	252.200	8	農地制度改革費	10,196,000
3	傳染病予防費	426.775	9	開拓事業費	14,597.709
4	結核予防費	630.630	10	耕地事業費	46,472.313
5	診療所費	97.400	11	農業協同組合事業費	152,050
6	性病予防費	665.300	9	財産費	1,803,000
7	鼠疫昆虫驅除費	650.430	1	財産管理費	1,803,000
8	衛生統計費	95,150	10	統計調査費	2,166.950
9	公衆衛生取締費	414.350	1	統計調査費	2,166.950
10	藥務取締費	168.750	11	選挙費	34,200
11	衛生課費	1,150,150	1	選挙管理委員會費	34,200
8	産業経済費	130,262.442	12	公債費	41,749.939
1	農業費	17,698.400	1	元利償還金	49,405.939
2	畜産業費	3,234.113	2	利子	1,274,000
3	林業費	21,247.598	3	諸費	70,000
4	水産業費	5,540.847	13	諸支出金	6,201.370
5	蚕業費	8,209.114	1	財政調査費	56,000
6	商工業費	8,558.898	2	徵稅費	3,747.200
7	物資調整費	445,400	3	地方振興費	398,800









00524

1 災害救助費 358,240  
 歳出合計 358,240

鳥取縣告示第二百七十六号

兒童福祉法第三十五條に基く元縣立の左記施設は昭和二十四年三月三十一日をもつて岩井町に移管した。

昭和二十四年六月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

- 一、施設の種別 母子寮
- 二、施設名 岩美寮
- 一、施設所在地 岩美郡岩井町

鳥取縣告示第二百七十七号

岩美郡福部村に次のように家畜傳染病が発生した。

昭和二十四年六月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

病名 頭数 畜類 発病月日 決定月日 発生地  
 豚丹毒 一 豚 五月 五月 岩美郡福部村  
 二四日 二八日 字藏見

鳥取縣告示第二百七十八号

市街地建築物法施行細則第二十五條の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十四年六月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、建築主の住所氏名 鳥取市藪片原町二四番地先 小谷 芳 雄
- 一、建築物の位置 鳥取市藪片原町二四番地先堤防
- 一、同 用途 住宅
- 一、同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟
- 一、同 規模 建築面積 一、七平方米  
突出する部分 一、七平方米

一、許可条件

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

00525

- 一、前号の事業実施の場合に事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。
- 一、この建築物を他人へ譲渡したる場合は十日以内に届出ること。
- 一、知事が必要ありと認めるときは、この許可条件の條項を増減若しくは変更することがある。
- 一、この建築物の譲渡を受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

鳥取縣告示第二百七十九号

昭和二十三年鳥取縣告示第五百四十五号の一部を次のように改め、印章中検査吏員を示す番号を次のように定める。

昭和二十四年六月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、印章
- 二、素材用

「鳥取縣」を「鳥取」に改める。

(二) 製材用

「鳥取縣」の欄を「合格」に「一等、合格」の欄を「鳥取」に「径二寸五分」を「径二寸」に改める。

二、記号

(一)及び(二)中「鳥取縣」を「鳥取」に改める。

三、検査吏員を示す番号

番号	所属地方	氏名	番号	所属地方	氏名
1	岩美	山村照之助	17	同	大坪龜重郎
2	同	田中 兵一	18	同	藤原鹿之助
3	同	田淵 哲治	19	同	大呂 雄吉
4	同	井本 正則	20	同	小谷 憲一
5	同	中野 虎藏	21	同	横山 幸藏
6	同	丸山 信藏	22	同	深田 良夫
7	同	山内 正信	23	同	田中 峯雄
8	同	黒田松太郎	24	同	青木 定吉
9	同	尾崎 伍一	25	同	国木 敏胤
10	同	山本善太郎	26	同	西尾 武夫
16	八頭	大家 正治	27	同	国岡 照誠

00526

28	同	藪田 俊幸	52	同	島津 長壽	74	同	安藤 眞藏	103	同	前川 義治
29	同	小畑 米蔵	53	同	山崎 保治	75	同	山田 繁壽	104	同	梅原 豊久
30	同	西尾 賢三	54	同	北村 幸雄	76	同	佐々木恒義	105	同	山本 勇夫
31	同	福田 元吉	55	同	花田清太郎	77	同	河田 正義	106	同	細田 輝明
32	同	西村 忠廣	56	同	山下樹太郎	78	同	徳丸 熊久	107	同	松浦 一徳
33	同	川戸 益重	57	同	東伯 和壽	79	同	中川 壽久	108	同	池本 公利
34	同	河村 喜一	58	同	河上 正信	91	同	福留伊佐夫	117	同	重親 廣吉
35	同	砂場 安男	59	同	別所 春光	92	同	足立 憲一	118	同	塚倉 芳夫
36	同	小林 善明	60	同	牧田時太郎	93	同	野坂 連一	119	同	福田 義一
37	同	岡田 潔	61	同	井川 久義	94	同	越田雅二郎	120	同	長谷川義春
38	同	前田 節治	62	同	西田 一	95	同	田島 馨	121	同	山浦 重義
39	同	富士原満好	63	同	廣田 金美	96	同	川中 通夫	122	同	井上 漣
40	同	坂本 恒男	64	同	徳永 秋藏	97	同	島田 宗治	123	同	田辺 命一
41	同	中谷 峰藏	65	同	谷口 昌壽	98	同	田中 道春	124	同	大島 只明
42	同	安富 武雄	66	同	下阪 正年	99	同	秋田 庫武	125	同	遠藤 豊
43	同	中内 繁昌	67	同	前田 重雄	100	同	頼田 忠良	126	同	松本 清
44	同	木下 一美	68	同	加藤 政彰	101	同	森安 環英	127	同	矢田貝悦夫
45	同	西尾喜代治	69	同	井平 政春	102	同	山中 有	128	同	井田 正壽

00527

国民健康保険を行う次の村に対し国民健康保険法第八條の十二の規定に基づき條例の制定を認可した。

昭和二十四年六月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、国民健康保険を行う村 一、條例制定の認可年月日

氣高郡末恒村 昭和二十四年四月一日

◆鳥取縣告示第二百八十一号

昭和二十三年三月鳥取縣告示第一〇一号並びに昭和二十三年四月鳥取縣告示第一六七号保護施設中施設を追加し次の施設に対し事務費を左のとおり改訂し、昭和二十三年八月一日から昭和二十四年三月三十一日の間これを適用する。

昭和二十四年六月三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

129	同	小峯 薫	134	同	長田 廣壽	103	同	前川 義治
130	同	松原 寛	135	同	稻田 淳一	104	同	梅原 豊久
131	同	尾沢茂三郎	141	鳥取警林署長				
132	同	細田 敏治	146	鳥居 亮一				
133	同	景山 正雄	147	倉吉警林署長				
			150	森 三郎				

◆鳥取縣告示第二百八十二号

指定農林物資検査場所は次の通りとする。

事業種別	施設名	設置主体	所在地	当事務費
宿所提供事業	境町立 厚生寮	西伯郡 境町	西伯郡境町 明治町六番地	七四〇〇錢
授産事業	鳥取市立 鳥取市 旭村立牧 東伯郡 旭村 容授産場	鳥取市 東伯郡旭村 大字今良	氣高郡湖山 村大字白浜	一八四四五錢
宿所提供事業	鳥取市立 鳥取市 旭村立牧 東伯郡 旭村 容授産場	鳥取市 東伯郡旭村 大字今良	氣高郡湖山 村大字白浜	七四〇〇錢
授産事業	鳥取市立 鳥取市 旭村立牧 東伯郡 旭村 容授産場	鳥取市 東伯郡旭村 大字今良	氣高郡湖山 村大字白浜	一八四四五錢
宿所提供事業	鳥取市立 鳥取市 旭村立牧 東伯郡 旭村 容授産場	鳥取市 東伯郡旭村 大字今良	氣高郡湖山 村大字白浜	七四〇〇錢
授産事業	鳥取市立 鳥取市 旭村立牧 東伯郡 旭村 容授産場	鳥取市 東伯郡旭村 大字今良	氣高郡湖山 村大字白浜	一八四四五錢

